

消食表第332号  
平成27年1月9日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 様

消費者庁長官

食品衛生法第19条第1項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令について

食品衛生法第19条第1項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第46号。以下「乳等表示基準府令」という。）の一部が平成27年1月9日内閣府令第1号をもって改正され、同日から施行されることとなりました。

その概要は下記のとおりですので、適切に運用されるようお願いします。

また、当該改正の内容について、関係事業者等への周知方よろしくお願いします。

## 記

### 第1 改正の要旨

今般、厚生労働省において食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づく乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等省令」という。）の一部が改正され、①ナチュラルチーズ（ソフト及びセミハードのものに限る。）の成分規格にリステリア・モノサイトゲネスの汚染菌数の基準値の設定、②発酵乳の成分規格の改正、③発酵乳及び乳酸菌飲料の乳酸菌数の測定法が改正されたところである。

これらを踏まえて、乳等表示基準府令の一部を改正し、必要な表示基準を設ける措置を講じるものである。

## 第2 改正の内容

- 1 乳等省令に新たにナチュラルチーズ（ソフト及びセミハードのものに限る。）におけるリステリア・モノサイトゲネスに係る成分規格が設定されたところであるが、容器包装に入れた後、加熱殺菌したもの又は飲食に供する際に加熱するものにあつては、当該成分規格の適用除外とされたことを踏まえ、容器包装に入れた後、加熱殺菌したナチュラルチーズである場合には、容器包装に入れた後、加熱殺菌した旨を、飲食に供する際に加熱するナチュラルチーズである場合には、飲食に供する際に加熱する旨を表示することとしたこと。
- 2 発酵後殺菌した発酵乳について、乳等省令で定める発酵乳の成分規格のうち、乳酸菌数又は酵母数を適用除外とする改正が行われたことを踏まえ、発酵後に殺菌した発酵乳である場合には、殺菌した発酵乳である旨を表示することとしたこと。
- 3 発酵乳及び乳酸菌飲料の乳酸菌数について、乳等省令において製造時の発酵温度が摂氏 25 度前後の乳酸菌も測定可能とする測定法の改正が行われたことを踏まえ、製造時の発酵温度が摂氏 25 度前後である場合には、製造時の発酵温度が摂氏 25 度前後である旨を表示することとしたこと。

## 第3 施行期日等

### 1 施行期日

平成 27 年 1 月 9 日から施行する。

### 2 経過措置

施行日から 1 年 6 月を経過する日までに製造され、加工され、又は輸入されるナチュラルチーズ（ソフト及びセミハードのものに限る。）であつて、容器包装に入れた後、加熱殺菌したものの「容器包装に入れた後、加熱殺菌した旨」の表示については、改正後の乳等表示基準府令第 3 条第 2 項第 3 号ハの規定を適用しない。

## 第4 運用上の注意

- 1 ナチュラルチーズ（ソフト及びセミハードのものに限る。）について、容器包装に入れた後、加熱殺菌した旨の表示については、「包装後加熱」、「包装後加熱殺菌」等、容器包装に入れた後に加熱殺菌したものである旨の文言を表示すること。また、飲食に供する際に加熱する旨の表示については、「種類別〇〇」の次に「(要加熱)」、「(加熱が必要)」等、飲食に供する際に加熱する旨の文言を表示すること。
- 2 リステリア・モノサイトゲネスは、一般的な食中毒菌が増殖できないような 4℃以下の低温や 12%食塩濃度下でも増殖可能であるが、食品の特性（食品の水分活性、pH）や添加物の使用等によりその増殖が抑制されることがあり、また、健常者には、リステリアの汚染菌数が 10,000cfu/g 以下であれば発症リスクは極めて低いとされている

ため、増殖の可能性がある食品であっても消費期限内に食品中のリステリアが100cfu/g以下であることを事業者が担保することができれば安全性には問題ないとされている。

このため、保存温度及び期限表示の設定については、「食品期限表示の設定のためのガイドライン（平成17年2月 厚生労働省・農林水産省）」等を踏まえ、適切に科学的根拠に基づき設定、表示が行われるよう関係事業者に対して改めて指導されたい。また、必要に応じて賞味期限ではなく消費期限を用いる必要があることに留意されたい。

- 3 また、妊婦や高齢者等の免疫機能が低下した者等では、健常者より低い菌数で発症する可能性があり、髄膜炎や敗血症等の重篤な症状に陥ることもあるため、リステリアのリスクに係る注意喚起や、表示されている保存温度及び期限表示等が必ず遵守されるよう、事業者のWebサイトや容器包装への表示等により消費者に周知することが望ましい旨、関係事業者に対して指導されたい。
- 4 発酵後殺菌した発酵乳の表示については、「殺菌済み発酵乳」等、殺菌した発酵乳である旨の文言を表示すること。
- 5 製造時の発酵温度が摂氏25度前後の発酵乳及び乳酸菌飲料の表示については、「低温発酵」等、製造時の発酵温度が摂氏25度前後である旨の文言を表示すること。
- 6 経過措置期間が設けられた、ナチュラルチーズ（ソフト及びセミハードのものに限る。）の、「容器包装に入れた後、加熱殺菌した旨」の表示においては、可能な限り速やかに表示を行うよう努めること。

食品衛生法第 19 条第 1 項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令  
(平成 23 年内閣府令第 46 号)一部改正 (案) 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現 行
<p>(趣旨) 第一条 (略) (定義) 第二条 (略) (表示) 第三条 乳等は法第十九条の規定により表示を行うべき食品とする。ただし、輸出するものにあつては、この限りでない。 2 法第十九条の規定による表示は、次に掲げる事項を容器包装（容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装）を開かないでも容易に見ることができるように当該容器包装又は包装の見やすい場所に記載して行わなければならない。 一 生乳、生山羊乳及び生めん羊乳     (略) 二 乳（生乳、生山羊乳及び生めん羊乳を除く。以下この号において同じ。）     イ～チ (略) 三 乳製品     イ・ロ (略) <u>ハ ナチュラルチーズ（ソフト及びセミハードのものに限る。）であつて、容器包装に入れた後、加熱殺菌したもの又は飲食に供する際に加熱するものにあつては、加熱殺菌した旨又は加熱する旨</u> 二 クリーム及びクリームパウダーにあつては、含まれる乳脂肪分の重量 100 分率 ホ～ト (略) チ 添加物（栄養強化の目的で使用されるもの、加工助剤（食品の加工の際に添加される物であつて、当該食品の完成前に除去されるもの、当該食品の原材料に起因してその食品中に通常含まれる成分と同じ成分に変えられ、かつ、その成分の量を明らかに増加させるものではないもの又は当該食品中に含まれる量が少なく、かつ、その成分による影響を当該食品に及ぼさないものをいう。）及びキャリーオーバー（食品の原材料の製造又は加工の過程において使用され、かつ、当該食品</p>	<p>(趣旨) 第一条 (略) (定義) 第二条 (略) (表示) 第三条 乳等は法第十九条の規定により表示を行うべき食品とする。ただし、輸出するものにあつては、この限りでない。 2 法第十九条の規定による表示は、次に掲げる事項を容器包装（容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装）を開かないでも容易に見ることができるように当該容器包装又は包装の見やすい場所に記載して行わなければならない。 一 生乳、生山羊乳及び生めん羊乳     (略) 二 乳（生乳、生山羊乳及び生めん羊乳を除く。以下この号において同じ。）     イ～チ (略) 三 乳製品     イ・ロ (略)  ハ クリーム及びクリームパウダーにあつては、含まれる乳脂肪分の重量 100 分率 二～ハ (略) ト 添加物（栄養強化の目的で使用されるもの、加工助剤（食品の加工の際に添加される物であつて、当該食品の完成前に除去されるもの、当該食品の原材料に起因してその食品中に通常含まれる成分と同じ成分に変えられ、かつ、その成分の量を明らかに増加させるものではないもの又は当該食品中に含まれる量が少なく、かつ、その成分による影響を当該食品に及ぼさないものをいう。）及びキャリーオーバー（食品の原材料の製造又は加工の過程において使用され、かつ、当該食品</p>

の製造又は加工の過程において使用されない物であって、当該食品中には当該物が効果を発揮することができる量より少ない量しか含まれていないものをいう。)を除く。以下チ及び次号二において同じ。)であって表示基準府令別表第三の中欄に掲げる物として使用されるものを含む乳製品にあつては当該添加物を含む旨及び同表当該下欄に掲げる表示並びにその他の添加物を含む乳製品にあつては当該添加物を含む旨

リ～ル (略)

ヲ 殺菌した発酵乳及び乳酸菌飲料にあつては、その旨

ワ 発酵乳又は乳酸菌飲料であつて、製造時の発酵温度が摂氏二十五度前後のものにあつては、その旨

カ～レ (略)

四 乳又は乳製品を主要原料とする食品

イ～ト (略)

チ 乳酸菌飲料であつて、製造時の発酵温度が摂氏二十五度前後のものにあつては、その旨

リ 定められた方法により保存した場合において品質が急速に劣化しやすい乳酸菌飲料にあつては消費期限である旨の文字を冠したその年月日及びその他の乳酸菌飲料にあつては賞味期限である旨の文字を冠したその年月日

ヌ・ル (略)

3～6 (略)

7 乳製品(常温保存可能品を除く。)及び乳酸菌飲料にあつては、第二項第三号ヨ及び同項第四号ヌの規定にかかわらず、常温で保存する旨の表示については、これを省略することができる。

8 (略)

9 第二項第三号チ及び同項第四号二の規定にかかわらず、添加物を含む旨の表示は、一般に広く使用されている名称を有する添加物にあつてはその名称をもって、表示基準府令別表第五の上欄に掲げる物として使用される添加物を含む食品にあつては同表当該下欄に掲げる表示をもって、これに代えることができる。

10 第二項第三号チ及び同項第四号二の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に掲げる表示を省略することができる。

一・二 (略)

の製造又は加工の過程において使用されない物であつて、当該食品中には当該物が効果を発揮することができる量より少ない量しか含まれていないものをいう。)を除く。以下ト及び次号二において同じ。)であつて表示基準府令別表第三の中欄に掲げる物として使用されるものを含む乳製品にあつては当該添加物を含む旨及び同表当該下欄に掲げる表示並びにその他の添加物を含む乳製品にあつては当該添加物を含む旨

チ～ヌ (略)

ル 殺菌した乳酸菌飲料にあつては、その旨

ヲ～ヨ (略)

四 乳又は乳製品を主要原料とする食品

イ～ト (略)

チ 定められた方法により保存した場合において品質が急速に劣化しやすい乳酸菌飲料にあつては消費期限である旨の文字を冠したその年月日及びその他の乳酸菌飲料にあつては賞味期限である旨の文字を冠したその年月日

リ・ヌ (略)

3～6 (略)

7 乳製品(常温保存可能品を除く。)及び乳酸菌飲料にあつては、第二項第三号ワ及び同項第四号リの規定にかかわらず、常温で保存する旨の表示については、これを省略することができる。

8 (略)

9 第二項第三号ト及び同項第四号二の規定にかかわらず、添加物を含む旨の表示は、一般に広く使用されている名称を有する添加物にあつてはその名称をもって、表示基準府令別表第五の上欄に掲げる物として使用される添加物を含む食品にあつては同表当該下欄に掲げる表示をもって、これに代えることができる。

10 第二項第三号ト及び同項第四号二の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に掲げる表示を省略することができる。

一・二 (略)

11 第二項第三号リ及びヌ並びに第四号ホ及びヘの規定にかかわらず、特定原材料（乳を除く。以下この項において同じ。）を原材料とする乳製品又は乳若しくは乳製品を主要原料とする食品であって、その名称が特定原材料を原材料として含むことが容易に判別できるものにあつては当該特定原材料を原材料として含む旨の表示を省略することができ、特定原材料を原材料とする加工食品であつて、その名称が特定原材料を原材料として含むことが容易に判別できるもの（以下この項において「特定加工食品」という。）を原材料とする乳製品又は乳若しくは乳製品を主要原料とする食品にあつては特定原材料を原材料として含む旨の表示は、当該特定加工食品を原材料として含む旨の表示をもって、これに代えることができ、特定原材料に由来する添加物を含む乳製品又は乳若しくは乳製品を主要原料とする食品であつて、当該特定原材料又は当該特定原材料を原材料とする特定加工食品を原材料として含む旨を表示しているもの及びその名称が当該特定原材料を原材料として含むことが容易に判別できるものにあつては当該乳製品又は乳若しくは乳製品を主要原料とする食品に含まれる添加物が当該特定原材料に由来する旨の表示を省略することができる。

12 第二項の規定にかかわらず、同項第三号又は第四号に掲げる事項（同項第三号イ及びレ又は第四号イ及びルに掲げる事項を除く。）の表示は、一の授受の単位につき十個以上の容器包装に収められた乳製品又は乳若しくは乳製品を主要原料とする食品のうち原料用に使用されるものを食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条第三号に規定する菓子製造業、同条第八号に規定する乳製品製造業、同条第十三号に規定する食肉製品製造業、同条第十六号に規定する魚肉ねり製品製造業、同条第十九号に規定する清涼飲料水製造業、同条第二十号に規定する乳酸菌飲料製造業又は同条第三十二号に規定するそうざい製造業の許可を受けた者に販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。）する場合にあつては、送り状への記載をもって、容器包装への記載に代えることができる。この場合において、当該食品を識別できる記号を容器包装を開かないでも容易に見ることができるように当該容器包装の見やすい場所に記載するとともに、第二項第三号イ及びレ又は第四号イ及びルに掲げる事項、当該記号並びに購入者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）を当該送り状に記載しなければならない。

13 (略)

11 第二項第三号チ及びリ並びに第四号ホ及びヘの規定にかかわらず、特定原材料（乳を除く。以下この項において同じ。）を原材料とする乳製品又は乳若しくは乳製品を主要原料とする食品であつて、その名称が特定原材料を原材料として含むことが容易に判別できるものにあつては当該特定原材料を原材料として含む旨の表示を省略することができ、特定原材料を原材料とする加工食品であつて、その名称が特定原材料を原材料として含むことが容易に判別できるもの（以下この項において「特定加工食品」という。）を原材料とする乳製品又は乳若しくは乳製品を主要原料とする食品にあつては特定原材料を原材料として含む旨の表示は、当該特定加工食品を原材料として含む旨の表示をもって、これに代えることができ、特定原材料に由来する添加物を含む乳製品又は乳若しくは乳製品を主要原料とする食品であつて、当該特定原材料又は当該特定原材料を原材料とする特定加工食品を原材料として含む旨を表示しているもの及びその名称が当該特定原材料を原材料として含むことが容易に判別できるものにあつては当該乳製品又は乳若しくは乳製品を主要原料とする食品に含まれる添加物が当該特定原材料に由来する旨の表示を省略することができる。

12 第二項の規定にかかわらず、同項第三号又は第四号に掲げる事項（同項第三号イ及びヨ又は第四号イ及びヌに掲げる事項を除く。）の表示は、一の授受の単位につき十個以上の容器包装に収められた乳製品又は乳若しくは乳製品を主要原料とする食品のうち原料用に使用されるものを食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条第三号に規定する菓子製造業、同条第八号に規定する乳製品製造業、同条第十三号に規定する食肉製品製造業、同条第十六号に規定する魚肉ねり製品製造業、同条第十九号に規定する清涼飲料水製造業、同条第二十号に規定する乳酸菌飲料製造業又は同条第三十二号に規定するそうざい製造業の許可を受けた者に販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。）する場合にあつては、送り状への記載をもって、容器包装への記載に代えることができる。この場合において、当該食品を識別できる記号を容器包装を開かないでも容易に見ることができるように当該容器包装の見やすい場所に記載するとともに、第二項第三号イ及びヨ又は第四号イ及びヌに掲げる事項、当該記号並びに購入者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）を当該送り状に記載しなければならない。

13 (略)

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔政 令〕

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(一)
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令(二)

### 〔府 令〕

- 食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(内閣府一)

### 〔省 令〕

- 放送法施行規則の一部を改正する省令(総務一)
- 農業災害補償法施行規則の一部を改正する省令(農林水産一)
- 指定自動車整備事業規則及び総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令の一部を改正する省令(国土交通一)

### 〔規 則〕

- 人事院規則九一三〇(特殊勤務手当)の一部を改正する人事院規則(人事院九一三〇一八五)

### 〔告 示〕

- 国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るための計画を認定した件(内閣府一、二)
- 国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るための計画の変更を認定した件(同三)
- 除籍の一部が滅失した件(法務一九、二〇)
- 戸籍が滅失した件(同二)
- 公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を定めた件(岡山地方検察庁一)

- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十五条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件(厚生労働一)
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件(同二)

- 肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する件(農林水産五二)
- 園芸施設共済損害認定準則等の一部を改正する件(同五三)
- 園芸施設基準共済掛金率等を定める件の全部を改正する件(同五四)
- 海上における射撃訓練等を実施する件(防衛一四、一七)
- 海上における射撃訓練を実施する件(同一八、一九)

### 〔人事異動〕

内閣 総務省

### 〔皇室事項〕

### 〔官庁報告〕

### 文 教

日本学士院会員候補者の推薦について  
(日本学士院)

### 勞 働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について  
(厚生労働省)

### 〔公 告〕

### 諸 事 項

裁判所  
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

### 特殊法人等

公立学校共済組合役員退職及び就職関係  
地方公共団体  
教育職員免許状失効関係  
会社その他

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

# 本号で公布された 法令のあらまし

◇感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第一号）（厚生労働省）

## 一 関係政令の廃止関係

鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令（平成二十五年政令第一一九号）及び中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令（平成二十六年政令第二五六号）は、廃止することとした。

## 二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部改正関係

1 特定鳥インフルエンザの病原体の血清型は、H5N1及びH7N9とすることとした。（第一条関係）

2 三種病原体等であるマイコバクテリウム属ツベルクローシス（別名結核菌）が耐性を有する薬剤は、(一)に掲げる薬剤及び(二)に掲げる薬剤とすることとした。（第一条の四関係）

(一) オフロキサシン、ガチフロキサシン、シプロフロキサシン、スバルフロキサシン、モキシフロキサシン又はレボフロキサシン  
(二) アミカシン、カナマイシン又はカプレオマイシン

3 四種病原体等であるインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスの血清型は、H2N2、H5N1、H7N7及びH7N9とすることとした。（第二条の二関係）

4 疑似症患者を患者とみなす感染症に中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。以下同じ。）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清型がH7N9であるものに限る。以下「鳥インフルエンザ（H7N9）」という。）を追加することとした。（第四条関係）

5 獣医師の届出の対象として、鳥インフルエンザ（H7N9）について鳥類に属する動物を、中東呼吸器症候群についてヒトコブラクダを、それぞれ追加することとした。（第五条関係）

## 三 その他関係政令の一部改正関係

沖繩の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特例措置等に関する政令（昭和四十七年政令第一〇八号）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成一六年政令第二七五号）について、所要の改正を行うこととした。

## 四 施行期日

この政令は、一部の規定を除き、平成二十八年四月一日から施行することとした。

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二号）（厚生労働省）

1 高度管理医療機器等の販売業等の営業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合における当該販売業等の許可証の交付等の事務とすることとした。（第四条関係）

2 管理医療機器の販売業等を併せ行う医薬品の卸売販売業又は再生医療等製品の販売業の許可申請等が都道府県知事に対してなされたときは、当該都道府県知事は、保健所設置市長等にその旨通知しなければならないこととした。（第九九条第五項の規定に基づき、この政令を制定することとした。）

3 この政令は、平成二十七年四月一日から施行することとした。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十七年一月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

## 政令第一号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百十五号）の施行に伴い、並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号、第二十二項第二号及び第二十三項第一号、第八号第一項、第十三条第一項並びに第六十六号、沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）第百条第十項並びに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第九十一条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

(鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令及び中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令の廃止)

第一条 次に掲げる政令は、廃止する。  
一 鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令（平成二十五年政令第百二十九号）

二 中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令（平成二十六年政令第二百五十六号）

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部改正)

第二条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）の一部を次のように改正する。  
第一条の二を第一条の三とする。

第一条中「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）を「法」に改め、同条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。  
(特定鳥インフルエンザの病原体の血清型)

第一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第六条第三項第六号の政令で定める血清型は、次に掲げるものとする。

- 一 H5N1
- 二 H7N9

第二条の次に次の一条を加える。  
(三種病原体等の結核菌が耐性を有する薬剤)

第一条の四 法第六条第二十二項第二号の政令で定める薬剤は、第一号に掲げる薬剤及び第二号に掲げる薬剤とする。

一 オフロキサシン、ガチフロキサシン、シプロフロキサシン、スバルフロキサシン、モキシフロキサシン又はレボフロキサシン  
二 アミカシン、カナマイシン又はカプレオマイシン

第二条の次に次の一条を加える。  
(四種病原体等であるインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスの血清型)

第二条の二 法第六条第二十三項第一号の政令で定める血清型は次に掲げるものとする。  
一 H2N2  
二 H5N1  
三 H7N7  
四 H7N9

第三条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第四条を次のように改める。  
(疑似症患者を患者とみなす感染症)

第四条 法第八条第一項の政令で定める二類感染症は、次に掲げるものとする。  
一 結核

二 重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）

三 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）



府令

四 鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清型がH5N1又はH7N9であるものに限る。次条第九号において「鳥インフルエンザ（H5N1・H7N9）」という。）

第五号から第九号まで、第十一号、第十三号及び第十四号を除く。の規定により支弁する費用又は同項において準用する同法第六十一条第二項若しくは第三項の規定により負担する負担金については、なお従前の例による。

（中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴う経過措置）

第三條 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に行われた措置に係る中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令第三條において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十七條（第四号から第六号までを除く。若しくは第五十八條（第八号、第九号、第十一号、第十三号及び第十四号を除く。）の規定により支弁する費用、同令第三條において準用する同法第五十九條若しくは第六十一条第二項若しくは第三項の規定により負担する負担金又は同令第三條において準用する同法第六十三条の規定により徴収することができる旨）については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四條 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方自治法施行令の一部改正）

第五條 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令（平成二十五年政令第二十九号）の項及び中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令（平成二十六年政令第二十五号）の項を削る。

内閣総理大臣 安倍 晋三  
総務大臣 山本 早苗  
厚生労働大臣 塩崎 恭久

御名 御璽  
平成二十七年一月九日  
内閣総理大臣 安倍 晋三

（鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴う経過措置）

第二條 前条第一号に掲げる規定の施行の日前に行われた措置に係る鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令第二條第一項において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十八條

政令第二号  
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第三十八條、第四十條第一項及び第四十條の七において準用する同法第十一條の規定に基づき、この政令を制定する。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

第四十四條中、「その店舗の所在地が」を、「その店舗の所在地が、高度管理医療機器等（法第三十九條第一項に規定する高度管理医療機器等をいう。以下同じ。）の販売業又は貸与業にあつては、その営業所の所在地が、それぞれ」に改め、「法第三十九條第一項に規定する高度管理医療機器等をいう。以下同じ。」を削る。

第四十九條第二項中「薬局又は医薬品」を「医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下この項において同じ。）の販売業（店舗販売業を除く。以下この項において同じ。）又は再生医療等製品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下この項において同じ。）に、「保健所を設置する市の市長又は特別区の区長」を「都道府県知事」に、「薬局又は店舗」を「医薬品の販売業又は再生医療等製品の販売業の営業所」に、「都道府県知事」を「保健所を設置する市の市長又は特別区の区長」に改める。

第八十三條中、「その店舗の所在地が」を「その店舗の所在地が、高度管理医療機器等（法第三十九條第一項に規定する高度管理医療機器等をいう。以下同じ。）の販売業又は貸与業にあつては、その営業所の所在地が、それぞれ」に改め、「都道府県知事」を「都道府県知事」に、「薬局又は店舗」を「医薬品の販売業又は再生医療等製品の販売業の営業所」に、「都道府県知事」を「保健所を設置する市の市長又は特別区の区長」に改める。

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則  
厚生労働大臣 塩崎 恭久  
農林水産大臣 西川 公也  
内閣総理大臣 安倍 晋三

○内閣府令第一号  
食品衛生法（昭和二十二年法律第二百二十三号）第十九條第一項の規定に基づき、食品衛生法第十九條第一項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年一月九日  
内閣総理大臣 安倍 晋三

食品衛生法第十九條第一項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令（平成二十三年内閣府令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三條第二項第三号中ヨをレとし、ヲから力までを力からタまでとし、同号ル中「殺菌した」の下に「発酵乳及び」を加え、同号中ルをヲとし、ヲの次に次のように加える。

食品衛生法第十九條第一項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令（平成二十三年内閣府令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三條第二項第三号中ヨをレとし、ヲから力までを力からタまでとし、同号ル中「殺菌した」の下に「発酵乳及び」を加え、同号中ルをヲとし、ヲの次に次のように加える。

発酵乳又は乳酸菌飲料であつて、製造時の発酵温度が摂氏二十五度前後のものにあつては、その旨

第三條第二項第三号中又をルとし、リを又とし、チをリとし、同号ト中「ト」を「チ」に改め、同号中トをチとし、ハからヘまでをニからトまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ ナチュラルチーズ（ソフト及びセミハードのものに限る。）であつて、容器包装に入れた後、加熱殺菌したもの又は飲食に供する際に加熱するものにあつては、加熱殺菌した旨又は加熱する旨

第三條第二項第四号中又をルとし、リを又とし、チをリとし、トの次に次のように加える。

チ 乳酸菌飲料であつて、製造時の発酵温度が摂氏二十五度前後のものにあつては、その旨

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

厚生労働大臣 塩崎 恭久  
農林水産大臣 西川 公也  
内閣総理大臣 安倍 晋三

第三条第七項中「第二項第三号及び同項第四号」を「第二項第三号及び同項第四号」に改め、同条第九項及び第十項中「第二項第三号」を「第二項第三号」に改め、同条第十一項中「第二項第三号及び」を「第二項第三号及び」に改め、同条第十二項中「同項第三号及び」又は「第四号及び」を「同項第三号及び」又は「第四号及び」に、「第二項第三号及び」又は「第四号及び」を「第二項第三号及び」又は「第四号及び」に改める。

附則

1 この府令は、公布の日から施行する。  
(施行期日)

2 (経過措置)  
この府令の施行の日から一年六月を経過する日までに製造され、加工され、又は輸入されるこの府令による改正後の食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令第三条第二項第三号ハ中に掲げるナチュラルチーズ(ソフト及びセミハードのものに限る。)であつて、容器包装に入れた後、加熱殺菌したものの表示については、同項の規定を適用しない。

省

令

○総務省令第一号

放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)の規定に基づき、放送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年一月九日

放送法施行規則の一部を改正する省令

総務大臣 山本 早苗

放送法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。  
附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「施行期日」を付し、附則に次の一項を加える。  
(財務諸表の様式の特例)

2 平成二十七年から平成三十二年までの間における別表第三号の規定の適用については、同表

中	「 未払消費税等 東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金」	—	—	—	—	—	—	—	—
「 未払消費税等 東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金」	「 未払消費税等 東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金」	「 未払消費税等 東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金」	「 未払消費税等 東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金」	「 未払消費税等 東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金」	「 未払消費税等 東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金」	「 未払消費税等 東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金」	「 未払消費税等 東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金」	「 未払消費税等 東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金」	「 未払消費税等 東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金」
「 未払消費税等 東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金」	「 未払消費税等 東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金」	「 未払消費税等 東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金」	「 未払消費税等 東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金」	「 未払消費税等 東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金」	「 未払消費税等 東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金」	「 未払消費税等 東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金」	「 未払消費税等 東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金」	「 未払消費税等 東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金」	「 未払消費税等 東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金」

「 貸付金 東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金」	「 貸付金 東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金」	「 貸付金 東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金」	「 貸付金 東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金」	「 貸付金 東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金」	「 貸付金 東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金」	「 貸付金 東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金」	「 貸付金 東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金」
「 貸付金 東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金」	「 貸付金 東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金」	「 貸付金 東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金」	「 貸付金 東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金」	「 貸付金 東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金」	「 貸付金 東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金」	「 貸付金 東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金」	「 貸付金 東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金」

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第一号

農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)第百二十条の二十四の規定に基づき、農業災害補償法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年一月九日

農林水産大臣 西川 公也

農業災害補償法施行規則の一部を改正する省令

一 施設内農作物 当該施設内農作物の生産費に相当する金額で当該園芸施設共済の共済価額の算定の基礎となつたもの(第三十三条の二十七第二項中「特定園芸施設撤去費用」を「特定園芸施設撤去費用」に「に限る」を「の」(その額が農林水産大臣が定める金額に当該特定園芸施設共済事故による損害の割合を乗じて得た金額を超えるときは、その乗じて得た金額)を「に」に改め、同条第四項を削り、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

組合等は、前二項の規定にかかわらず、共済規程等で定めたときは、その農業共済組合の組合員又は園芸施設共済資格者の申出により、当該農業共済組合の組合員又は園芸施設共済資格者について、前二項の規定により算定される金額に園芸施設復旧費用(共済事故の発生に伴い特定園芸施設(被覆材を除く。)及び附帯施設(以下この項において「復旧対象施設」という。)を復旧するのに要する費用の額から当該復旧対象施設共済責任期間開始の時に付する価額に共済事故による損害の割合を乗じて得た金額を差し引いて得た金額(その差し引いて得た金額が農林水産大臣が定める金額に当該復旧対象施設共済事故による損害の割合を乗じて得た金額を超えるときは、その乗じて得た金額)をいう。)を加えて得た金額により、法第百二十条の二十四第一項の損害の額を算定することができる。

附則

1 この省令は、平成二十七年二月一日から施行する。

2 この省令による改正後の農業災害補償法施行規則第三十三条の二十七の規定は、この省令の施行の日以後に共済責任期間の開始する園芸施設共済の共済関係から適用するものとし、同日前に共済責任期間の開始する園芸施設共済の共済関係については、なお従前の例による。